

熊谷市アライグマ・ハクビシン防除補助金のお知らせ

熊谷市では、市内の住宅もしくは空き家にアライグマ・ハクビシン防除施工を行った方を対象に、防除施工費用の一部を補助します。

1 補助金の対象となる方（申請者）

補助金の対象となる方は、次のいずれかの要件に当てはまる必要があります。

なお、事業者の申請（寺社等含む）は対象外となります。

- (1) アライグマ・ハクビシンによる被害を受けた熊谷市内の家屋に居住する市民
 - (2) アライグマ・ハクビシンによる被害を受けた熊谷市内の空き家を、所有又は管理する方
- ※この場合、申請者の居住地は市内・市外どちらも対象です。
- ※弁護士等の代理人が申請する場合は、事前に環境政策課へご相談ください。

また、上の要件に加えて、次の要件をすべて満たしている必要があります。

- (1) アライグマ又はハクビシンの防除を埼玉県ペストコントロール協会会員名簿に記載されている業者により請け負わせた者（申請者が自ら防除施工を行った場合は対象外です。）
- (2) 同一年度内に当該補助金の交付を受けていない者（同一世帯員を含む。）
- (3) 補助金の交付申請時において、市税の滞納がない者
- (4) 防除施工を同一年度内に完了させた者

2 補助の対象になる経費

補助金の交付の対象となる経費の内容は、以下のとおりです。

- (1) 現地調査（周辺調査・天井裏調査・見積書提出）
- (2) 追出し（個体の追出し・燻煙作業）
- (3) 捕獲・処分（箱わな等による捕獲、処分）
- (4) 清掃・消毒（天井裏排泄物清掃・薬剤による消毒）
- (5) 侵入口封鎖（経路封鎖・忌避剤散布）



3 補助金額

補助対象経費の2分の1の金額(100円未満切捨)で、**上限50,000円**

※見積りを2社以上取った場合、その費用を合算して申請することも可能です。

4 申請にあたっての注意事項

- (1) 郵送で書類を提出する場合、レターパックや特定記録郵便など、配達情報が追跡可能な方法で送付してください。なお、郵送事故等で遅延や不着が発生し、申請できなかった場合の責任は負いかねます。

- (2) 申請書に不備があった場合は不受理とし、申請者様宛に書類を返送します。修正の上、再度ご申請ください。なお、申請期限や予算到達が差し迫っており、返送によって期日に間に合わなくなった場合でも、締切後の対応はいたしかねますのでご了承ください。
- (3) 補助金申請時において市税等の滞納がないことを確認するために、環境政策課から関係部署に確認します。確認することに同意いただけない場合は、熊谷市発行の市税納税証明書（熊谷市税条例施行規則 様式第 42 号その 2）の添付をお願いいたします。
- (4) 振込先の口座名義、口座番号はよくご確認のうえ記入してください。少しでも間違いがあると振込みエラーで正常に手続きができませんのでご注意ください。

5 申請期間・申請方法

必要な申請書類をすべて揃え、以下の提出先へご提出ください。**※郵送可・代理人提出可**

○申請期間：**令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）**

受付期間中でも、予算額に達した場合は受付を終了させていただくことがあります。

○申請書提出先（窓口）

熊谷市環境部環境政策課

熊谷市江南中央一丁目1番地（江南庁舎 2階南側）☎048-536-1547

※熊谷市役所本庁舎・妻沼庁舎・大里庁舎では受付けておりませんのでご注意ください。

○申請書提出先（郵送）**※令和9年3月31日必着**

〒360-0192 熊谷市江南中央一丁目1番地 江南行政センター 環境政策課 宛

6 申請から交付までの流れ

- (1) 「熊谷市アライグマ・ハクビシン防除補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）」を市（環境政策課）に提出する。

申請書の添付書類

- ①領収書の写し（施工内訳及び施工金額のわかるもの）
②被害状況が確認できる写真（施工前の糞尿による汚損、損壊状況等）
③防除施工実施写真（施工後の消毒、侵入経路修繕、忌避剤設置状況等）
④その他市長が必要と認める書類

- (2)市（環境政策課）が申請者に補助金交付決定通知書を送付する。

市が申請者に送付するもの

熊谷市アライグマ・ハクビシン防除補助金交付決定通知書（様式第2号）

※補助金申請は**月末締め**とし、交付決定は**申請の翌月下旬**を予定しております。

- (3)市（環境政策課）が申請者の指定口座へ補助金を振り込む。

お問い合わせ先 熊谷市江南中央一丁目1番地 江南庁舎

熊谷市環境部環境政策課 環境政策係 ☎048-536-1547